



お知らせ

自衛隊旭川地方協力本部

からのお知らせ

自衛隊員の募集について

| | |
|------|---------------------------------|
| | 自衛官候補生(男子・女子) |
| 応募資格 | 18歳以上32歳以下 |
| 受付期間 | 年間を通して行っております。 ※随時受け付けております。 |
| 試験日 | ※細部受付時にお知らせします。 |
| 会場 | ※細部受付時にお知らせいたします。 |

◇お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部名寄せ出張所

☎01654-2-3921



名寄せ税務署からのお知らせ

個人事業者の消費税及び

地方消費税の確定申告について

▼令和7年分において申告が必要な個人事業者の方

①インボイス発行事業者の登録を受けている事業者

(注)インボイス発行事業者である課税期間は、基準期間の課税売上高に問わず、課税事業者となりますので、消費税及び地方消費税の申告が必要です。

②令和5年分の課税売上高が、1,000万円を超える事業者

③令和5年分の課税売上高が、1,000万円以下の事業者で、令和6年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

④②及び③に該当しない場合で、令和6年1月1日から令和6年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者

なお、特定期間における

1,000万円の判定は、課税期間の初日において非居住者である個人事業者の場合を除き、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

(注)事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

▼申告にあたっての留意点

○上記(令和7年分において申告が必要な個人事業者の方)に当てはまる方は、令和7年分(課税期間)の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和7年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

○消費税及び地方消費税の確定申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載及び申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますので、ご注意ください。ただし、還付申告(申告書に金額を記載した申告書)以外の確定申告書を提出する場合(相続人の方が提出する場合を除く。)は当該提示等を省略することができます。

○免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けた場合、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

◇お問い合わせ先

名寄せ税務署

☎01654-2-2157

次のうごきは、1月20日から2月18日までに届け出のあったものです。



おくやみ

- 西町 木村 鈴子さん (67歳)
- 西原町 村上美津子さん (80歳)
- 元町 笹川たか子さん (91歳)
- 屯田町 笹島トシイさん (83歳)
- 東町 細田日出男さん (85歳)



感謝の窓

☆次の方から社会福祉協議会にご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

【生前のご厚志に感謝して】

- 5万円 元町 半沢美津子 様
- 5万円 元町 古山 信行 様
- 3万円 屯田町 笹島 佐一 様
- 5万円 東町 細田佳代子 様

